

野村資本市場研究所
ニューヨーク駐在員事務所
星 隆祐

米国の新たなリタイアメント制度「myRA」

2014年1月28日に、米国の新しいリタイアメントプランである「myRA」の導入が公表されました。米国では、退職資産形成のために導入されている税制優遇の3分の2が所得層の上位20%によって利用されている等、低・中間所得層の従業員の退職資産形成が必ずしも十分に進んでいないと捉えられています。myRAは、低・中間所得層の従業員が、税優遇口座を活用し、気軽に退職資産形成を始められる制度になることが期待されています。

はじめに

オバマ大統領は、2014年1月28日に行われた一般教書演説において、新リタイアメントプランである「myRA(my Retirement Account)」の導入を公表しました。myRAは、米国の低・中間所得者層の従業員が、退職後の資産形成を手軽に、安心して始めることができる制度として設計されています。

myRAは、オバマ大統領の指示に基づき財務省が導入します。オバマ大統領は、2009年に大統領に就任した当初から、予算教書において低・中間所得者層の退職資産形成について、全ての従業員が自動的に私的年金に加入する「従業員のIRA(Individual Retirement Account、個人退職勘定)自動加入制度の導入」を提案しておりました¹。myRAは、この「従業員のIRA自動加入制

度の導入」に向けた一歩と捉えることができます。

myRAの制度概要

myRAは、年収129,000ドル以下の個人、若しくは、パートナー²と合算した年収が191,000ドル以下であれば加入できます。25ドル以上で口座開設することができ、加入者は毎月の給与から最低5ドル以上³の拠出を行います。このように、myRAは少額から加入できる条件になっているため、低・中間所得者層の従業員にとって日常生活の大きな負担になることなく、手軽に加入でき

金拡充の議論—『資本市場クォーターリー』2009年秋号を参照。

² 夫婦や、夫婦に準ずる関係の相手。

³ 拠出額が5ドル以上であれば、加入者が自ら決めることができます。詳しくは、“Starter Savings Accounts: Obama’s ‘myRA’”, The Washington Post, Jan. 30, 2014を参照。

¹ 2009年に大統領に就任した当初から提案を行っています。詳しくは、野村亜紀子「金融危機を経て確定拠出型年金拡充を目指す米国オバマ政権 —わが国でも急がれる私的年

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

る制度になっています。

加入者は税引き後の資金を毎月、給与天引きで拠出し、米国債(財務省証券)を通じて運用を行います。また、加入者の資金や金利の支払いは政府によって保証されます⁴。債券を通じて受け取る金利についてはRoth IRA⁵と同様に非課税の扱いになるほか、加入者に手数料は課されません。

拠出限度額は、年間最大5,500ドル、50歳以上であれば6,500ドルであり、Roth IRAやIRAと合算して計算されます⁶。ただし、加入を続けるなかでmyRAの資産残高が15,000ドルに達する、若しくは、加入から30年を経過すると、Roth IRAに強制的に移行されます。早期引出しは可能ですが、加入者が59.5歳に到達するまでに引出しを行うと、元本は非課税ですが、利子に対して課税、また、利子に対して10%のペナルティが課されます⁷。

myRA導入の狙い

今般のmyRAの導入の狙いは、企業年金のない従業員も含め、多くの国民の間で税制優遇を活用した退職資産形成が行われることです。

現在、米国リタイアメントプランの税控除資産

総額をみると、3分の2は所得上位20%の従業員、さらには、税控除資産総額の3分の1は所得上位5%の従業員の資産となっており、大部分が高額所得者層の資産となっています⁸。即ち、現在のリタイアメントプランの税制は、相対的に所得の高い層の資産形成の支えとしては効果を発揮していますが、本来、税制措置による支援を、より必要としている低・中間所得者層の従業員の支えには十分な効果を発揮していないと見ることもできます。

従業員の退職資産形成の手法に関しては、企業年金を導入している企業に勤める従業員は、確定拠出型企業年金(401(k)プラン)等を行う一方、企業年金を導入していない企業に勤める従業員は、個人的にIRA等の私的年金に加入する等、自ら退職資産形成を行う必要があります。近年、企業年金を導入している企業では、「利用可能な人に利用してもらおう」方策として401(k)プランの自動加入が有効性を発揮しているものの、実際に企業年金に加入できているのは、全従業員の約50%、パートタイム従業員の約25%であり⁹、約7,800万人の従業員¹⁰が企業年金に加入できていない状況にあります。こうした背景を踏まえ、myRAは、従来以上に多くの国民が税制優遇を活用し、退職資産形成を行える制度を目指しています。

このほか、myRAの導入には、オバマ大統領が従来から提案している「従業員のIRA自動加入制度の導入」に繋げる狙いもあります。オバマ

⁴ Thrift Savings Plan (TSP)の投資の選択肢の一つであるGファンドをモデルとし、同等の利回りが提供されます。Gファンドの運用利回りは、2012年は1.47%、2003年から2012年までの平均利回りは3.61%となっています。

⁵ 拠出時に所得控除はありませんが、運用時は非課税、給付時も最初の拠出から5年以上等の条件を満たせば非課税という税制措置の付与した個人退職勘定(IRA)です。

⁶ myRAの拠出金額はIRA等と合算して計算されるため、両制度への拠出が5,500ドル(50歳以上は6,500ドル)を超えることはできません。例えば、IRAに3,000ドルを拠出する従業員は、myRAへの拠出は残りの2,500ドルが限度となります。

⁷ 利子へのペナルティについては、報道ベース。

⁸ “Fact Sheet: opportunity for All: Securing a Dignified Retirement for All Americans”, The White House, Jan. 29, 2014を参照。

⁹ 脚注7を参照。

¹⁰ 詳しくは “The President’s 2013 Budget Would Enable Almost All Americans to Save for Retirement”, Brookings, Feb. 15, 2013を参照。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

大統領は、今般のmyRAの導入に合わせ、改めて議会に「従業員のIRA自動加入制度の導入」について議論を進めていこうと呼びかけています。また、導入されるmyRA自体も、資産残高が15,000ドル、或いは加入から30年を経過した時点でRoth IRAへ移管されるほか、年間拠出限度額をRoth IRAと分け合う制度となっています。つまり、オバマ大統領は、Roth IRAに類似したmyRAを自らの指示で財務省に導入させ、議会でもなかなか進展しない「従業員のIRA自動加入制度の導入」に向けて議論が進展することを狙っていると考えられます。

おわりに

米国では、IRAや確定拠出型企業年金等の拡大によって、リタイアメントプランの加入者や資産残高は増加しています。しかし、税制優遇の利用が高額所得者に偏っている等、本来、資産形成を支援したい低・中間所得者層の従業員の退職資産形成が効率良く進んでおりません。今般の

myRAは、口座開設に必要な金額や毎月の拠出金額が低い水準で設定されていることから、低・中間所得者層の従業員が、日常生活に負担をかけることなく、安心して、気軽に始めることができる制度になると考えられます。

myRAに関しては、一部では、①拠出額が少なくても加入できるため、加入者が加入したことに満足してしまい、本来退職後に必要とする資産に到達しない恐れがある¹¹、②加入者の投資可能先が米国財務省証券に限定されるため、高いリターンを追求できる資産に投資する機会損失に繋がる¹²、などの批判的な意見もあります。しかし、従来の税制措置ではリタイアメントプランを利用してこなかった人々の加入につながれば、それらの人々が長期投資の効果を享受しながら退職に備える第一歩になるという意義も見いだせると思われます。myRAは、2014年3月4日公表の2015年度連邦政府予算案にも盛り込まれています。引き続き、myRAを始めとする米国リタイアメント業界には注目が集まると考えられます。

弊誌の記事はバックナンバーも含めてホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所、野村総合研究所

発行: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター (年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991

FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

— 次号のお知らせ —

次号は

4月14日(月)

発行予定です。

¹¹ Nancy Anderson “The Dangers Of The New MyRA Retirement Accounts”, *Forbes*, Jan. 30, 2014を参照。

¹² 脚注4を参照。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会